



《市史編さん コラム》 「報道にみる大正6年高潮の災害」

専門員 大矢悠三子

1917(大正6)年9月30日夜半から10月1日にかけて、台風の暴風雨が満潮と重なって高潮となり、東京湾岸に水害をもたらし、市川市域も甚大な被害を受けました。今回のコラムは、「大正六年の大津波」ともいわれるこの災害がどのように報道されたのか、東京朝日新聞の記事を追ってみたいと思います。

紙面は大部分が東京の情報で埋められていますが、翌日の2日には、「両国駅方面は、船橋中山間最も被害多き見込みなるが鉄道線路の路床約一哩^{ろしゅう}海嘯^{マイルかいしゅう}の為め洗はれ、線路のみ骨の如く残り居れり」¹と官営鉄道総武本線(現在のJR総武線)の様子を伝えています。3日には、総武本線の市川・下総中山間では、市川駅構内が浸水していること、下総中山・船橋間では線路が浸水していること、両国橋・船橋間が運休となることが報じられ、また船橋町が、「町役場にては炊出しを為し貸座敷山口楼及船橋警察署演武場並に小学校に罹災民^{りさい}を収容し救助し居れり」²と避難所を設置するなど、当時の災害への対応も垣間見ることができます。このように、千葉県に関する詳しい被害情報は概ね3日頃から伝わるようになってきます。

国の政策では、インフレーションを懸念した内務省が、10月8日に警視庁令を公布して、災害の混乱に乗じて不正の利を得ようとするものを処罰できるよう法体制を整えています。また、同日には、東京・千葉・茨城に送られる救援物資の官営鉄道輸送料金の割引も実施されるなど復興への経済政策がとられています。

この災害時にも、多くの救恤金^{きゅうじゆつ}が寄せられました。その配分方法は大きな問題でしたが、9日には、東京府(当時)が、現金での配分はしない、とその政策を打ち出しています。また内務省は、千葉県が既に実施している生業に必要な道具を給与するという政策を高く評価していることが報じられています。

これらの情報は実際のほんの一部ですが、仮設住宅の建設など、現代と共通する政策も多々あるようです。この災害を契機に東京府では大正7年に非常災害事務取扱規程が制定され、大正12年に発生した関東大震災では規程に則して行政対応がとられました。過去を検討し幾多の事象と可能性を提示する、歴史とは単に昔のことを語るのではなく、後の時代に生かしてこそその学問といえましょう。

最後に、今この瞬間も闘いつづけている東日本大震災の被災地の皆様の一日も早い復興を心よりお祈り申し上げ、筆をおきます。

¹ 「東京朝日新聞」大正6年10月3日朝刊5面

² 「東京朝日新聞」大正6年10月3日朝刊5面

| | |
|--------------|------------------------|
| 第5号目次 | 2・広報広聴課旧蔵写真の整理報告 |
| | 2・平成23年度の市史編さん イベントの予定 |
| | 3・《映像文化センター所蔵写真から》情報求む |
| | 4・第4回市史自然講座 報告 |

HPでは、「いちかわ市史編さんだより」をカラーでご覧いただけます。